

# 建築基準法第 56 条の 2 第 1 項ただし書き許可に関する建築審査会包括同意基準

平成 21 年 8 月 25 日 長崎市建築審査会同意

## 第 1 条 趣旨

この基準は、建築基準法第 56 条の 2 第 1 項ただし書きによる許可（以下、「日影の許可」という。）にかかるもののうち、許可申請にかかる建築物の日影が軽微であり、かつ、形式的審査のみによって判断することが可能な場合にあらかじめ建築審査会の同意を得たものとして許可手続きの迅速化、簡素化を図るものである。

## 第 2 条 建築審査会の同意

この包括同意基準に適合しているものは、個々の案件について既に建築審査会が同意したもの（以下「包括同意」という。）とし、許可することができる。

## 第 3 条 適用の範囲

この基準は、法第 3 条第 2 項の規定に基づき、法第 56 条の 2 の適用を受けない建築物（以下「既存不適格建築物」という。）又は既に日影の許可を受けた建築物の敷地内において増築、改築、移転（以下「増築等」という。）を行う場合について適用する。

## 第 4 条 要件

(1) 日影については、次のすべてに該当すること。

①増築等により、不適合部分（法第 56 条 2 第 1 項前段の規定に適合していない部分をいう。）の時間とその領域を増やさないこと。

②増築等による日影（既存部分がないものとみなした場合の日影をいう。以下 (2) ②において同じ。）は、次のすべてに該当すること。

ア 敷地境界線（政令第 135 条の 12 第 1 項第 1 号の規定により敷地境界線とみなすものを含む。以下イ及び (2) ②において同じ。）を超える範囲において、法別表第 4 (に) 欄に掲げる「敷地境界線からの水平距離が 10m 以内の範囲における日影時間」以上日影となる部分を生じさせることのないものであること。

イ 敷地境界線からの水平距離が 5 m を超える範囲において、同表 (に) 欄に掲げる「敷地境界線からの水平距離が 10 m を超える範囲における日影時間の限度の数値から 30 分を減じた時間」以上日影となる部分を生じさせることのないものであること。

(2) 建築計画については、建築物及びその敷地が、次のいずれかに該当すること。

①増築等の部分の平均地盤面からの高さが、法別表第 4 (は) 欄に掲げる数値以下のもの。

②増築等による日影は敷地境界線を越える範囲において日影となる部分を生じさせることのないものであること。

③直近の許可時の等時間日影の領域に対し、敷地の外に生じる等時間日影の領域が増大しないこと。

## 第5条 建築審査会への報告

特定行政庁は、この包括同意基準により許可をしたときは速やかに建築審査会に、その内容を報告しなければならない。

### 附 則

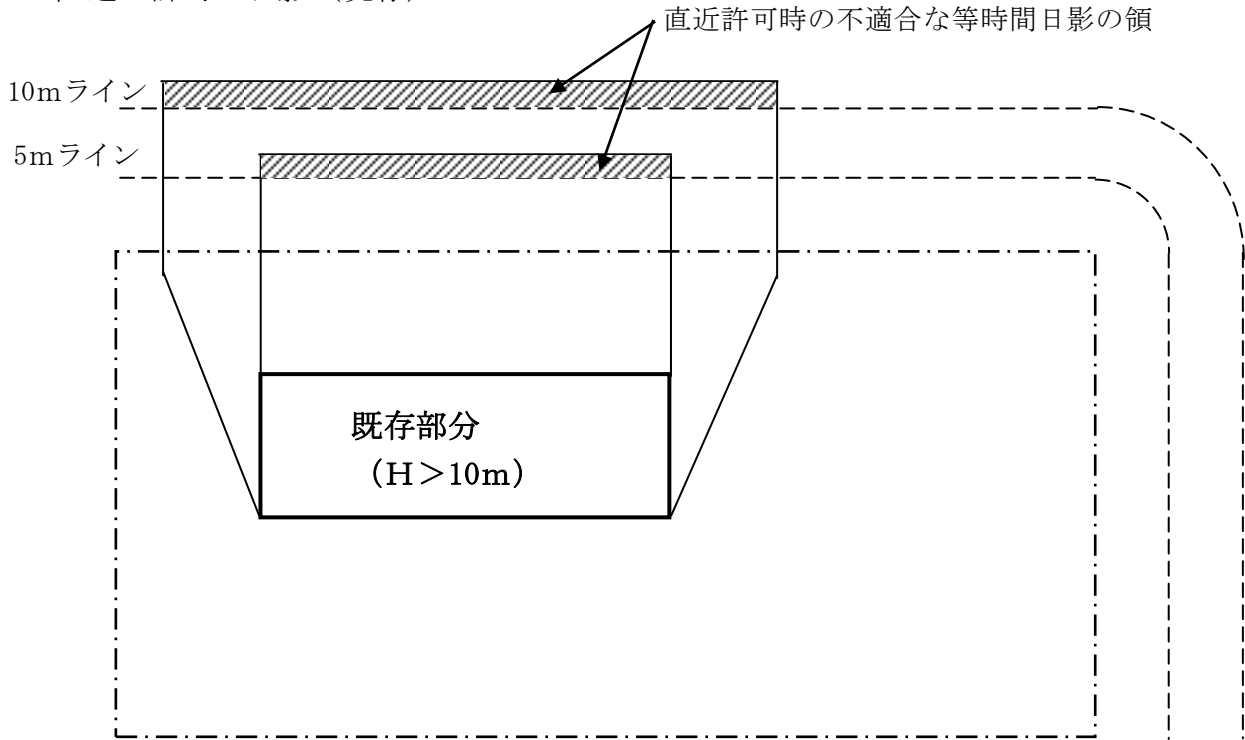
(施行期日)

この基準は、平成21年9月1日から実施する。

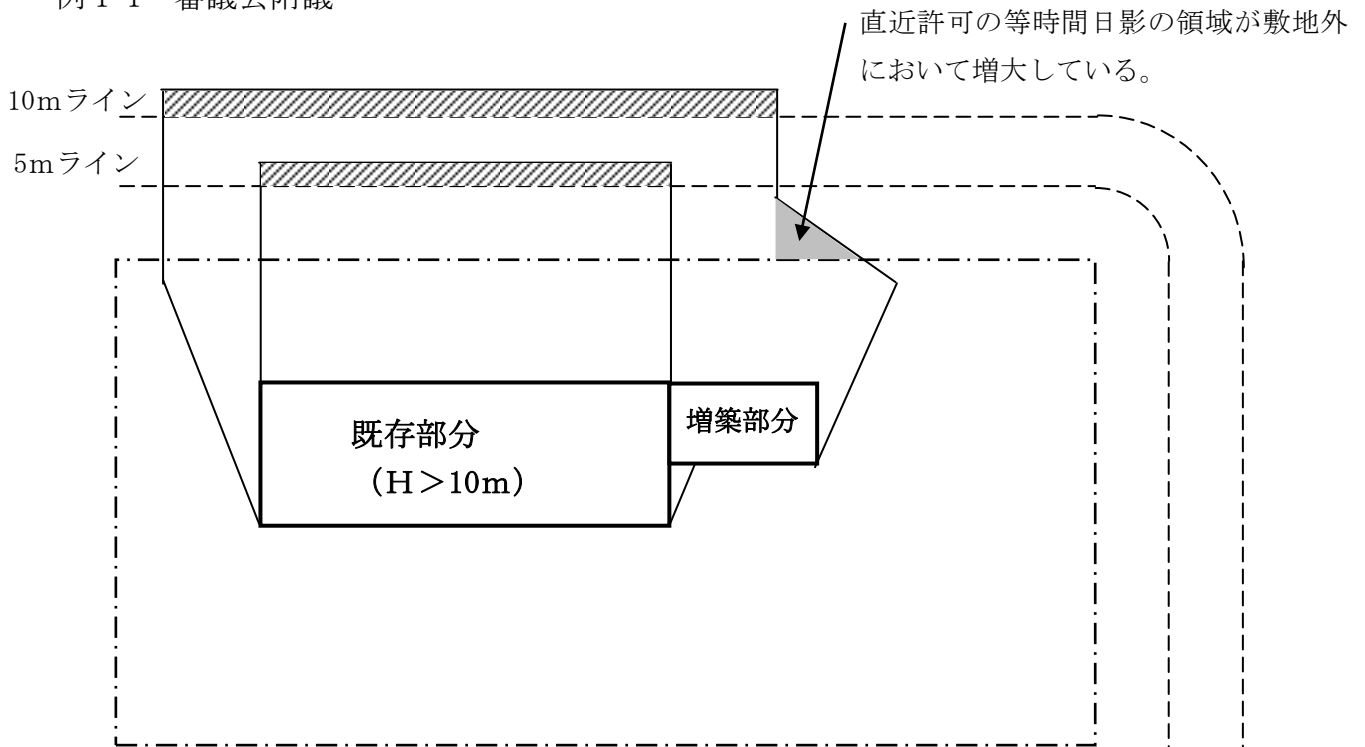
- ※ 「等時間日影」とは、時刻日影をもとに同じ時間だけ日影になる点を結んだものをいう。
- ※ 「時刻日影」とは、冬至日の真太陽時における午前8時から午後4時までの1時間毎の日影をいう。

## 《イメージ図》

直近の許可の日影（既存）



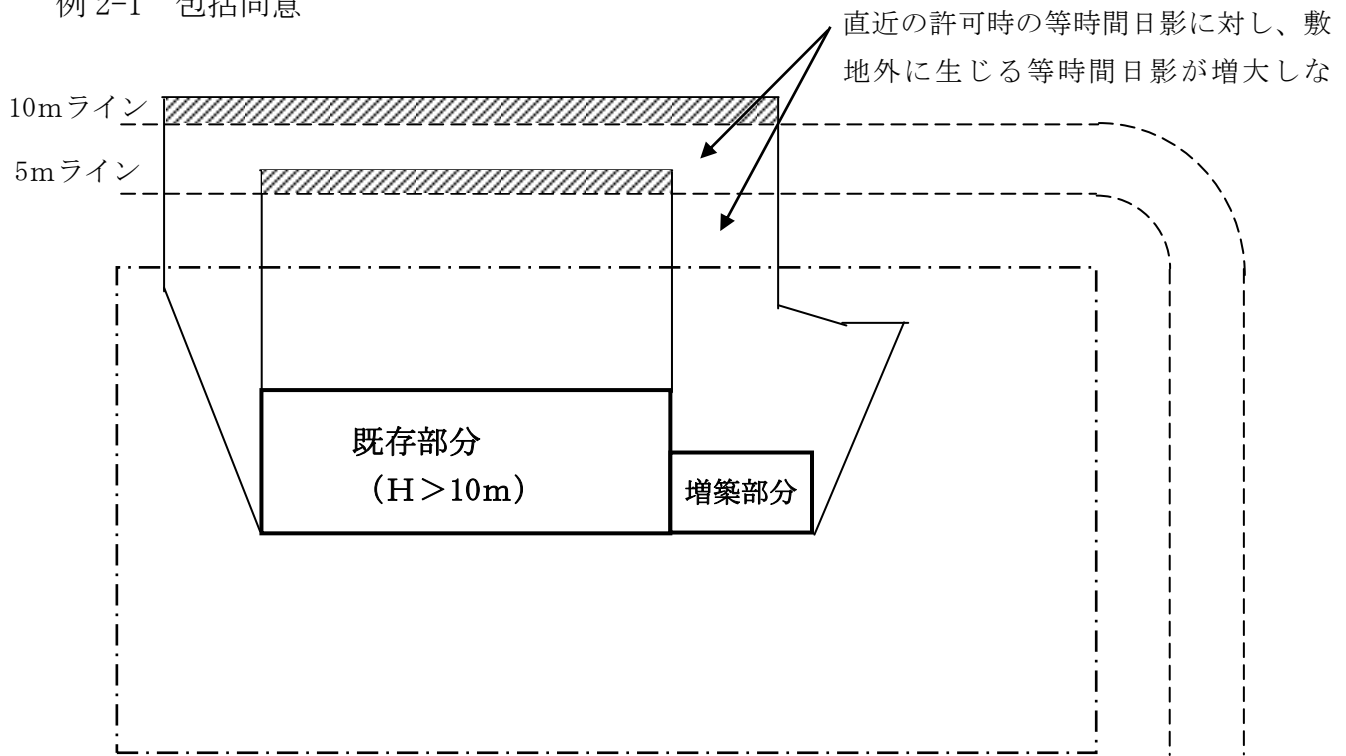
例 1-1 審議会附議



例 1-2 審議会附議

増築することにより、日影算定の地盤が低くなるものは、直近の許可の不適合な日影が増大することから、審議会附議の取り扱いとする。

例 2-1 包括同意



例 2-2 包括同意

